

# 平成28年度事業計画

社会福祉法人

福岡市南区社会福祉協議会

# 平成28年度事業計画

## I 事業方針

地域包括ケアの「生活支援」を大きな柱として、その取り組みを展開します。

近年の地域社会は、人口の高齢化と少子化があいまって福岡市においても「超高齢社会」を迎えようとしています。さらに、都市化とともに単身世帯が過半数を超えようとするなど、世帯構成の変化が大きく人々の「社会的孤立」を増長する傾向にあります。そこにつけ込む悪質商法の被害や認知症高齢者の増大などの個別課題から、さらには地域社会を構成する人々のつながりの希薄化による地域の担い手不足など、地域福祉活動の停滞につながりかねません。

福岡市は、2025年までに「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」のサービスを一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」(以下「地域包括ケア」という。)の構築に向けて、今年度から本格的に始動しようとしています。

そのような中、地域住民が抱える生活課題の解決に向けて、地域包括ケアの「生活支援」「予防」の分野での地域社会への役割や期待は、大きく膨らんでいます。その中で住民が望む地域社会のために、自らが地域で互いに支え合う「互助」の仕組みを構築するために、地域のあらゆる社会資源や医療・介護等の専門職も活用、補完し合いながら「生活支援」「予防」の一翼を担うことは、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年への準備として重要な意味を持ちます。

本会は、本年度から5年間にわたる第5期地域福祉活動計画の初年度に当たり、社協が関わる様々な資源の集中と選択を図り、この計画の以下の事業を「重点項目」として位置付けます。特に、地域包括ケアの「生活支援」を社協活動の大きな柱として、その取り組みを展開するために、校区社協活動を通じて地域ぐるみのもものにつなげます。さらに様々な企業・団体等関係団体をまきこみながらネットワークの力による相乗効果をねらい、地域の課題解決に向けて地域福祉活動の推進を図ります。

## II 重点項目

### 1 小地域福祉活動の推進

小地域福祉活動の活性化は、医療・介護の専門職の連携とともに地域包括ケアの大きな柱であり、地域で展開するうえで地域の主要な団体関係者が、同じ目標に向けて共通認識を醸成し、取り組めるように支援します。

#### (1) 校区社会福祉協議会強化への支援

##### ① 地域特性に応じた福祉活動の展開

(ア) 校区福祉座談会の開催及び「校区福祉のまちづくりプラン」支援事業

(校区福祉のまちづくりプラン)の策定5校区)

##### ② 校区社協の基盤をなす活動の拡充

(ア) ふれあいネットワーク活動の拡充

新規活動開始台や見守り体制確立に向けた働きかけを行います。

(実施自治会(町内会)率94%以上)

① 区・校区ふれあいネットワーク研修会の実施

(イ) ふれあいサロン活動の拡充(新規活動開始3団体)

② 区・校区ふれあいサロン研修会の実施

### ③超高齢社会・大介護時代の到来に備える活動の拡充

#### (ア) 生活支援ボランティア活動支援事業（新規活動開始2団体）

日常の“ちょっとした困りごと”を、身近な地域（校区・町内）で支援する「生活支援ボランティアグループ」の立上げを支援します。

#### ①生活支援ボランティアグループ交流会の実施。

#### (イ) 校区在宅介護者のつどい事業（新規活動開始2団体）

#### (ウ) 「まちかど支えあいカフェ」（地域カフェ）の拡充（新規活動開始5団体）

#### ①まちかど支えあいカフェ情報交換会（新規）

## (2) 南区お・も・い・や・りネットワーク事業の推進

平成23年度から取り組んできた「南区地域福祉ネットワークづくりモデル事業」と「市地域福祉ソーシャルワーカーモデル事業」のノウハウを生かして、地域が主体となって行う平常時・災害時の高齢者等支援体制づくりを区役所・市社協と連携し支援します。

## 2 ボランティアによる社会参加の拡大

### (1) 社協ボランティアセンターの機能強化

#### ①区ボランティアセンターによる個人ボランティアの登録、活動の紹介

#### (ア) ボランティアコーディネーション事業

「ボランティア活動をしたい」人に活動の場などを紹介するとともに、「ボランティアの応援がほしい」という要請に依頼者と共に課題解決にあたります。相談者には、ボランティアコーディネーターが面談で対応するとともに、インターネットなどによるボランティア募集情報を利用し、ボランティアに協働を求める人や施設・団体等と社会参加の意欲をもつ市民とのコーディネーションも進めます。

### (2) シニアボランティア（シニア層の社会参加・生活支援・介護予防の融合）に関する取り組みの拡充

シニア世代の活動希望者に、ふれあいネットワーク・サロン活動などを中心にコーディネーターするとともに、社会参加や生きがいづくりを支援します。

#### ①区シニア地域サポーター養成講座の実施

#### ②介護支援ボランティアの登録、活動先紹介

### (3) 企業の社会貢献及びボランティア活動支援事業

#### ①企業による福祉サービス事業所等への支援

## 3 生活課題解決モデルの開発

### (1) 移動支援・買物困難者支援の仕組みづくり

#### ①住民参加型の移動支援の仕組みをつくる（社会福祉法人や市社協と連携）

#### (ア) 「気軽に乗れるコミュニティバス運営」の実践モデルの実施

#### ②住民参加型の買物困難者支援の仕組みをつくる。

#### (ア) 買物支援バスの実施等の買物困難者及び関係者への支援

#### ①買物支援バスの実施（新規活動開始2校区）

#### ○買物支援バス情報交換会の実施（新規）

#### ②買物支援ガイドブック情報の拡充・更新

#### ③買物困難な地域等に障がい福祉サービス事業所等の授産品の販売を結び付ける。（新規）

## (2) 市民が支える住み続ける仕組みづくり（市社協等と連携・協働）

### ①住まいサポートふくおか事業との連携

「緊急連絡先」や「保証人」を確保できない高齢者を支援するために福岡市社会福祉協議会が実施する「住まいサポートふくおか」と連携し、支援を行う他のサービス団体・機関と併せて地域の見守り活動等へのつなぎ等を実施します。

## (3) 「地域の子ども」プロジェクト（市社協等と連携・協働）

### ①食事をとることが困難な子どもたちの居場所と食事の提供の場づくり

様々な理由で、家庭で食事が十分に摂れない子どもへの食事提供の場の確保と、子ども自身による食への関心を高め、自ら調理等ができる力をつけるために、ボランティアや学校、スクールソーシャルワーカー、企業などとの連携・協働により実施します。

### ②子どもが安心できる居場所づくり

地域の子どもやその親が安心して集える場をつくり、交流を通じて顔の見える関係を築き、子どもを取り巻く環境を整備する活動をボランティア、介護事業所、スクールソーシャルワーカーなどと連携・協働により実施します。

## 4 拠点型地域福祉の展開（市社協等と連携）

### (1) 社会福祉法人（施設等）による地域における公益的な取り組みに向けての協働

地域住民の日常生活のセーフティネットの機能を高めるために、社会福祉法人の貢献活動を地域につなぎます。

#### ①個別解決モデル創造事業

社会福祉法人等へ具体的な個別課題の解決モデルを提案し、地域福祉活動との連携を推進します。

#### (ア) 認知症高齢者を地域で支える仕組みづくり

##### ①まちかどかかり付け施設の充実

○まちかどかかり付け施設圏域会議（新規）

##### ②まちかど支えあいカフェ（地域カフェ）の充実（再掲）

○まちかど支えあいカフェ情報交換会（再掲）

### (2) 遺贈と空き家の活用による地域福祉の拠点づくり（市社協等と連携）

単身高齢者世帯等が増加する中、遺贈（遺言による寄附）などによる財産の寄付を地域のために活用する場合の受け皿を構築します。また、これは相続問題や高齢者の入院・入所等により増加する空き家の活用を含めたものとして、不動産等に関わる専門職との連携・協力を視野に具体的な活用に結び付けていきます。

## 5 地域福祉ソーシャルワーカーの機能強化（※CSW：地域福祉ソーシャルワーカーの略称）

### (1) 地域福祉ソーシャルワーカーの配置体制の強化

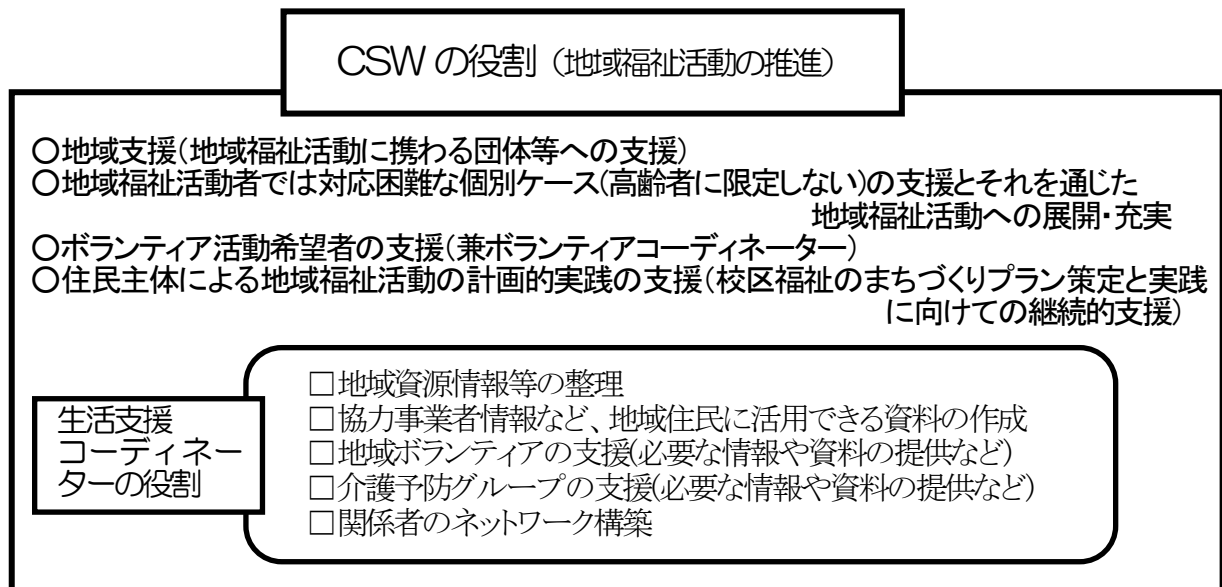
地域福祉ソーシャルワーカーモデル事業及び支えあい助け合い地域づくり事業の成果を踏まえ、区社協の校区担当職員を地域福祉ソーシャルワーカーと位置付けて配置します。

### (2) 生活支援コーディネーター業務実施によるCSWの機能拡大

福岡市は地域包括ケア推進のため、「生活支援体制整備事業」として生活支援コーディネーター業務を4包括圏域において先行実施することとしており、このうち2包括圏域の業務を

社協が受託します。生活支援コーディネーター業務ではCSWの実践をとおして培った地域支援のノウハウや地縁組織・ボランティアとの密着した関係性という強みを活かし、ボランティアの継続支援や創出支援を行うとともに、地域課題の把握や地域の事業者等への協力依頼（介護予防活動グループへの場の提供や生活支援等）を行い、地域の情報を地域の方が活用できる資料としてまとめるなどし、高齢者の在宅生活を支える体制の構築を進めます。

生活支援コーディネーター業務を受託し、区社協のCSWに生活支援コーディネーター業務を経験させることで、CSWのさらなる機能拡大を目指します。



## 6 権利擁護事業の拡充 (市社協等と連携)

### (1) 社会福祉協議会が目指す市民の権利擁護

関係者が『その人にとっての自立』のイメージを共有し、その自立に向けたそれぞれの役割を相互に理解しつつ、自らの役割を果たすという視点を大切にします。さらに、地域で生活している当事業利用者の個人情報に配慮しつつ、地域とのつながりを大切に権利擁護を展開します。また、この活動を通じて地域福祉活動の人材育成を育成します。

#### ①日常生活自立支援事業との連携

利用者と社会との様々な関係づくり(自立)に向けたフォーマル、インフォーマルサービスのコーディネーションを軸に進める。

#### ②法人後見事業(市民後見人の活用)との連携

(ア) これまでに養成した人材の活用

(イ) 市民後見人に対する支援体制の構築

## 7 地域福祉を推進するための基盤づくり (市社協等と連携)

### (1) 福祉教育関連事業の見直し強化(福祉教育推進計画・工程表)

福祉教育は、プログラムを通して、社会福祉制度、地域福祉活動への関心と理解を進め、生活に困っている人を地域から疎外することなく、ともに手を携えて豊かに生きる力、福祉問題を解決する力を身につけるものです。対象を学校だけでなく、地域住民にも広げたプログラムを活用します。

### (2) 地域福祉活動における個人情報共有化の推進

#### ①「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」の活用

地域福祉活動を推進していくうえで、避けて通ることのできない個人情報の問題について地域でのルール作りを模索するための研修会や協議の場を設け支援します。

### Ⅲ 事業

#### 1 小地域福祉活動の推進

##### (1) 小地域福祉活動への助成・支援

- ① 校区社協の運営及び事業
  - (ア) 共同募金配分金
  - (イ) 賛助会費交付金 (70%助成)
- ② ふれあい3事業 (ネットワーク・サロン・ランチ)
- ③ 校区社協広報紙
- ④ 地域ボランティア活動
- ⑤ 子育てサロン
- ⑥ まちかど支えあいカフェ

##### (2) 安心情報キット (更新) 及び緊急時連絡カードの普及・活用

##### (3) レクリエーション、音楽器材の貸し出し

#### 2 ボランティアによる社会参加の拡大

- (1) ボランティア養成講座の開催 (校区社協や公民館との共催)
- (2) ボランティア情報の提供と広報 (「風」)
- (3) ボランティア活動保険等掛金助成、受付、事故処理
- (4) 南区ふれあい奨励金助成によるボランティア活動支援
- (5) 音楽レクリエーションボランティア支援事業
  - ① 音楽レクリエーションボランティア交流会
- (6) 福祉エステボランティア支援事業

#### 3 生活課題解決モデルの開発 (市社協との連携)

- (1) 生活保護世帯等一時貸付事業
- (2) 生活福祉資金貸付相談窓口
- (3) 高齢者賃貸住宅入居支援事業
- (4) すーっとあんしん安らか事業
- (5) ファミリー・サポート・センター事業
  - ① 会員の登録及び活動の斡旋
  - ② 会員の交流会の実施
- (6) 車いす・白杖の貸し出し

#### 4 拠点型地域福祉の展開

- (1) 社会福祉法人 (施設等) による地域における公益的な取り組みに向けての協働 (再掲)

#### 5 地域福祉ソーシャルワーカーの機能強化

- (1) 個別支援に関わる相談対応と地域福祉活動との連携

#### 6 権利擁護事業の拡充

- (1) 日常生活自立支援事業との連携 (再掲)

(2) 法人後見事業（市民参加型後見人の活用）との連携（再掲）

## 7 地域福祉を推進するための基盤づくり（広報・啓発）

- (1) 学校や地域における福祉体験講座の実施
- (2) 区社協広報紙「みなみちゃん」（デジタル音訳版）の発行
- (3) 校区社協をはじめ関係機関・団体への「社協フーカーだより」の発行
- (4) ホームページの管理運営
- (5) 清水ふれあいまつり、健康フェア実施

## 8 運営等及びその他

- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 校区社協会長連絡協議会の開催
- (3) 職員の資質向上のため、研修や関係機関との連携の充実
- (4) 自主財源の確保
  - ① 賛助会員の受付加入促進
  - ② 寄附金の受付
  - ③ 共同募金活動の推進と募金の受付
- (5) その他
  - ① 福祉バスの受付
  - ② 無料又は低価格診療事業の受付
  - ③ その他必要な業務